

本省払い化の対象となる労災保険給付等

以下の保険給付等については、平成23年5月からは、厚生労働本省において支払手続（口座振込手続）を行います。

- ① 療養（補償）給付たる療養の費用
- ② 休業（補償）給付
- ③ 介護（補償）給付
- ④ アフターケア通院費
- ⑤ 障害（補償）一時金
- ⑥ 遺族（補償）一時金
- ⑦ 障害（補償）年金前払一時金
- ⑧ 障害（補償）年金差額一時金
- ⑨ 遺族（補償）年金前払一時金
- ⑩ 特別遺族一時金
- ⑪ 葬祭料（葬祭給付）
- ⑫ 傷病（補償）年金、障害（補償）年金、障害（補償）一時金、遺族（補償）年金及び遺族（補償）一時金に係る定額の特別支給金
- ⑬ 傷病（補償）年金、障害（補償）年金、遺族（補償）年金、特別遺族年金及び労災就学等援護費に係る未支給の保険給付

ただし、受任者払い（都道府県労働局長の指名する柔道整復師等への受任者払いは除きます。）、上記⑬以外の未支給の保険給付、送金払い等、一部の支払方法は除きます。

詳しくは、徳島労働局または、最寄りの労働基準監督署（照会先）までお尋ねください。